

## 明石市障害者グループホーム新規開設推進事業補助金の交付条件

- (ア) 補助の対象となる経費は、補助の交付決定日以後の年度内に発生した経費に限る。ただし、建物の購入に要する経費、並びに、既存の建物の賃借に要する経費については交付申請日前1年以内に契約したのも可とする。
- (イ) 建物の購入に要する経費について、個人の土地建物を購入し土地の購入費と建物の購入費の算出が難しい場合は、全体の購入費を土地と建物の固定資産税評価額の比率により按分し算出する。
- (ウ) 建物の賃借に要する経費のうち返還されるものについては補助の対象としない。  
(一定期間経過後に返還される敷金・礼金・保証金等)
- (エ) 建物の改修に要する経費について、屋外部分のグループホーム開設に必ずしも必要でない改修費用は対象外とする。
- (オ) 補助により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (カ) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (キ) 補助を申請した年度中に事業所指定を受けること。
- (ク) 事業所開設より6年以内に事業所指定廃止及び事業所指定取り消し等の処分を受けないこと。処分を受けた場合には助成金の全部又は一部を市に納付させることがある。

### 参考

(補助対象となるもの)

- ・補助金交付申請日の前月に購入した建物の費用。(注：土地代は対象外)
- ・賃貸借契約時に大家に支払う礼金。(返還されないもの)
- ・グループホーム利用者が台所等の共有スペースで使用する備品。

(補助対象とならないもの)

- ・補助金交付申請日の3年前に購入した建物の費用。
- ・法人から購入した土地建物の非課税部分の費用。  
(注：法人から土地建物を購入する場合、建物部分の費用は課税対象。)
- ・グループホーム敷地内の外構部分の工事や駐車場に屋根を設置する工事費用。
- ・賃貸契約終了後に返還される保証金。
- ・グループホーム利用者が居室で個人的に利用する備品。  
※例外的に許可するもの…エアコン、照明、カーテン